休講の取扱いに関する内規

制　　定　2004年２月16日
学部長懇談会
最新改正　2015年６月３日
大学運営会議

（行事等による休講）

第１条　大学の行事、授業担当者の都合等により、やむを得ず授業を休講する場合は、あらかじめ所定の掲示板に掲示する。ただし、休講の掲示がなく、授業開始時刻を30分以上経過しても授業が開始されない場合は、学生は、教務部に問い合わせ、その指示を受けるものとする。

（天災（台風、地震、大雪等）、事故、ストライキ等による休講）

第２条　天災（台風、地震、大雪等）、事故、ストライキ等により、ＪＲの中央線（東京～高尾間）及び山手線の全線において電車が不通となった場合の休講の取扱いは、次のとおりとする。

（１）午前７時現在不通の場合は、１時限及び２時限の授業は休講とする。

（２）午前10時現在不通の場合は、３時限から５時限の授業は休講とする。

（３）午後３時現在不通の場合は、６時限及び７時限の授業は休講とする。

（４）前３号の場合以外で必要が生じたときには、その状況により、特別な措置を講じることがある。

２　次に掲げる場合は、平常どおり授業を行う。ただし、その状況により、特別な措置をとることがある。

（１）前項に規定するＪＲ線を除くＪＲ各線及び京王電鉄、西武鉄道等の私鉄が運休した場合

（２）前項に規定するＪＲ線を含む各交通機関が部分ストライキを実施した場合及び事故等による一時的な遅延の場合

（大規模地震の警戒宣言発令による休講）

第３条　大規模地震対策特別措置法に基づき地震防災対策強化地域判定会（以下「判定会」という。）の召集が確認された場合は、直ちに授業を中止し、当該授業及びそれ以降の授業を休講とする。

２　判定会が召集されたものの、警戒宣言が出されなかった場合及び警戒宣言が出されたものの解除された場合（以下「解除等された場合」と総称する。）の休講の取扱いは、次のとおりとする。

（１）午後６時までに解除等された場合は、翌日から平常どおり授業を行う。

（２）午後６時現在において解除等されていない場合は、翌日の授業を休講とする。

（その他の休講措置及び試験）

第４条　前２条に定めるもののほか、学長は、授業実施時間の変更又は休講を指示することがある。

２　学期末試験及び追試験については、この内規を準用する。

３　前項により中止となった試験は、その試験期間最終日の翌日に実施する。ただし、振替日が休日の場合はその翌日、振替日が土曜日の場合は終日実施する。

（内規の改廃）

第５条　この内規の改廃は、大学運営会議の議を経て、学長が決定する。

附　則（略）